

# 矢吹町議会基本条例

## 目次

### 前文

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 議会及び議員の活動原則(第2条―第5条)
- 第3章 町民と議会との関係(第6条―第13条)
- 第4章 議会及び議員と町長等との関係(第14条―第17条)
- 第5章 委員会の活動(第18条・第19条)
- 第6章 政務活動費(第20条)
- 第7章 議会及び議会事務局等の充実強化(第21条―第23条)
- 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第24条―第26条)
- 第9章 最高規範性及び見直し手続(第27条・第28条)

### 附則

地方分権の時代を迎え、自治体の自己責任と自己決定の範囲が拡大し、二元代表制の一翼である議会が担う意思決定機関、行政の監視機関及び立法権限を有する機関としての役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってきた。

このため、矢吹町議会（以下「議会」という。）は、そのもてる機能を十分に駆使し、町長等執行機関との適切な緊張ある関係を維持しながら町民の意思を代弁する合議制の機関としての役割を強く認識して議会活動を行う必要がある。

ここに我々は、町民福祉の向上と豊かな町づくりの実現に向け、公正で透明、開かれた議会を構築するため、議会運営の基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にすべくこの矢吹町議会基本条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、合議制である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員に係る基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく町民の負託に応える議会を実現し、もって町民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、町民を代表する議事機関であることを常に自覚し、次に掲げる原則に基づいた議会活動を行わなければならない。

- (1) 公開性、公正性、透明性及び信頼性を確保し、町民に開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 町長その他の執行機関及び補助職員(以下「町長等」という。)の町政運営が、町民本位の立場で適正に行われているかを常に監視し、検証し、及び評価すること。
- (3) 町民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映させるため、町民参加の機会の拡充に努めること。
- (4) 把握した町民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等を行うように努めること。
- (5) 議案等の審議又は審査においては、議員間の自由な討議により議論を尽くして合意形成が図れるように議会運営を行うこと。
- (6) 矢吹町議会会議規則(平成3年矢吹町議会規則第1号。以下「会議規則」という。)、矢吹町議会委員会条例(平成3年矢吹町条例第23号。以下「委員会条例」という。)及び議会における先例又は申し合わせ事項は、継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。
- (7) 町内において災害が発生した場合は、町災害対策本部に積極的に協力するとともに、町民の生命及び財産の保全に努める。

### (議長及び副議長の選挙)

第3条 議長及び副議長の選挙は、立候補制とする。

2 議長及び副議長の選挙に立候補しようとする者は、目指す議会像を明確にするため、所信表明を行わなければならない。

3 立候補及び所信表明の実施については、別に定める。

### (議員の活動原則)

第4条 議員は、町民に選ばれた代表者で、議会を構成する一員であることを常に自覚し、次に掲げる原則に基づいた議員活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、

議員相互間での自由な討議を積極的に行うこと。

- (2) 議会の構成員として、特定の団体及び特定の地域に偏ることなく、町民の多様な意見を的確に把握し、町民全体の福祉の向上と豊かな町づくりを目指した活動を行うこと。
- (3) 地域の課題や町政の課題全般についての町民の多様な意見等を、政策形成に反映できるよう自己の資質を高める不断の研さんに努め、町民の代表者としてふさわしい活動を行うこと。
- (4) 自らの議員活動について、町民に対する説明責任を果たすこと。

(会 派)

第5条 議員は、政策を中心とした同一の理念を有する他の議員と議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案、政策決定等に関し合意形成に努め、その意思を表明することができる。

### 第3章 町民と議会との関係

(情報公開等)

第6条 議会は、町民に対し積極的に情報を公開するため、広報誌及びICT(情報通信技術)等多様な情報媒体を用いて情報の発信に努めるものとする。

- 2 会議規則で定めるすべての会議(以下「会議」という。)は、原則公開とする。
- 3 議会は、議案等に対する議員の対応を公表するものとする。ただし、無記名投票等、公表が困難であるものを除く。

(説明責任)

第7条 議会は、自らの議決機関としての責任を重く受け止めるとともに、議会運営、政策立案、政策決定等議会活動に関し、町民に対し説明する責務を有する。

(議会報告会)

第8条 議会は、議会活動に関する説明責任を果たすとともに町民との意見交換を積極的に進めるため、議会報告会を毎年1回以上開催するものとする。

- 2 議会報告会の実施については、議長が別に定める。

(附属機関の設置)

第9条 議会は、議会活動に関する審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(調査機関の設置)

第10条 議会は、町政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、別に定める。

(町民参加及び町民との連携)

第11条 議会は、町民参加により政策策定を進める必要があると認める特定の事件に関し、町民との情報交換及び意見交換を行い、町民の多様な意見を反映するため、一般会議を開催することができる。

2 一般会議には、議長が必要と認める場合に限り、町長等の出席を求めることができるものとする。

3 一般会議の実施については、別に定める。

(請願者及び陳情者の意見陳述)

第12条 議会は、議会に提出された請願及び陳情を政策提案として受け止め、その審議等に当たっては、請願及び陳情の提出者より意見陳述の機会の申し出がなされた場合又は議会から付託を受けた委員会において当該提出者の意見を聴く必要があると認める場合は、会議において、意見陳述の機会を設けるものとする。

(傍聴者への資料提供)

第13条 議会は、会議における傍聴者に対し、議案等の関係資料の提供に努めるものとする。

#### 第4章 議会及び議員と町長等との関係

(町長等との関係)

第14条 議会は、議案等の審議又は審査において、町民にとって最善の政策判断をするため、町長等と対等な関係で政策論議を行うとともに、次に掲げるところにより緊張関係の保持に努めるものとする。

(1) 会議等における一般質問及び質疑は、その論点及び争点を明確にするため、一問一答の方法により行うことができる。

(2) 会議等において、町長等は、議長又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会(以下「委員会」という。)の委員長の許可を得て、議員の質疑及び質問に対して論点を解り易くするため問うことができる。

(政策等の形成過程の説明)

第15条 議会は、町長等が実施しようとする政策、計画、施策及び事業等(以下「政策等」という。)であって町民生活に重要な影響があるものについて、議会における審議又は審査の水準を高めるため、町長等に対し、次に掲げる事項により説明を求めることができるものとする。

(1) 政策等を必要とする背景

(2) 政策等の実施に至る経緯

(3) 政策等の形成過程における町民参加の有無及びその内容

(4) 他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討の内容

(5) 矢吹町長期総合計画との整合性

(6) 政策等の実施に係る財源措置

(7) 将来にわたる政策等の効果及び費用

(資料の提出)

第16条 議会は、議案等の審議及び審査の質を高めるため、町長等に対し、必要な資料の提出を求めることができるものとする。

(議決事件の拡大)

第17条 地方自治法(昭和22年法律第65号)第96条第2項の規定による議会の議決事件については、矢吹町の将来を左右する重要な政策等の決定に参画する観点から、その必要性を考量し、別に条例で定めるものとする。

## 第5章 委員会の活動

(委員会の活動)

第18条 委員会は、その所管する事務について積極的な調査研究を行い、町政における諸課題及び町民の多様な意見を的確にとらえ、適切な政策提言を行うよう努めるものとする。

2 委員会は、参考人及び公聴会の制度を活用し、町民の識見を議会の討議に

反映させるよう努めるものとする。

(意見交換会の実施)

第19条 委員会は、法律により活動が制限されている委員会の制約をこえて、委員会が所管する事項を含む町政全般について、町民及び関係団体の多様な意見を把握し町政の運営に反映させる必要があると認める場合は、目的別又は関係団体別に自由に情報及び意見を交換（以下「意見交換会」という。）することができる。

2 意見交換会の傍聴については、会議と同様とする。

3 意見交換会の実施については、第11条第3項の規定を準用する。

## 第6章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第20条 会派及び議員は、政策提言、議案審議等のための調査研究を積極的に行うものとするとともに、政務活動費の執行にあたっては、町民に対し、自ら説明責任を果たすことを前提に、別に条例の定めるところにより、適正に執行しなければならない。

2 議会は、政務活動費を使用して行った視察については、次に掲げる事項について公開する。

(1) 視察の目的

(2) 視察の成果及び町政への提案事項

3 議会は、政務活動費の収支報告書を公開する。

## 第7章 議会及び議会事務局等の充実強化

(議員研修の充実強化)

第21条 議会は、議員の資質の向上並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会は議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

(議会事務局の充実強化)

第22条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務に関わる機能の強化に努めるものとする。

(議会図書室の充実と利用)

第23条 議会は、議員の政策形成等の調査研究に資するため、議会図書室の図書の実に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室の町民による利用を積極的に進めるものとする。

#### 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

##### (議員の政治倫理)

第24条 議員は、町民の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、議会の一員としてその使命の達成に努めなければならない。

2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。

##### (議員定数)

第25条 議員定数は、矢吹町議会議員定数条例（平成14年矢吹町条例第14号。以下「定数条例」という。）の定めるところによる。

2 議員定数の改正に当たっては、町政の現状、課題、議会の果たすべき役割及び将来の予測等を考慮するとともに、議員、議会活動の評価等に関して町民の意見を聴取し、適正な議員定数の確立に努めるものとする。

3 定数条例を改正するときは、検討経過等を明らかにして、委員会又は議員から議案を提出するものとする。ただし、町民の直接請求による場合を除く。

##### (議員報酬)

第26条 議員の報酬は、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和51年矢吹町条例第28号。）の定めるところによる。

2 議員報酬の改正に当たっては、町政の現状、課題、議会の果たすべき役割及び将来の予測等を考慮するとともに、議員、議会活動の評価等に関して町民の意見を聴取し、適正な議員報酬の確立に努めるものとする。

#### 第9章 最高規範性及び見直し手続

##### (最高規範性)

第27条 この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行うものとする。

##### (見直し手続)

第28条 議会は、議会運営委員会に対し、この条例の制定後も、常に町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、不断に議会運営に係る評価を行わせるとともに、この条例の検証を行わせるものとする。

2 議会は、前項の規定による評価及び検証の結果、議会運営について改善の必要があると認めた場合又はこの条例の改正が必要であると認めた場合は、必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。